

道路交通院改正

平成27年6月1日施行

自転車運転者講習制度がスタート! 危険行為を繰り返す自転車運転者が対象



など 14 類型が対象

自転車運転者が危険行為 を繰り返す

※3 年以内に2回



都道府県公安委員会が自 転車運転者に講習を受け るように命令



講習の受講

※ 講習時間 : 3 時間

※ 講習手数料: 5,700円

歩道(略側帯含む)での加書事故が発生しています!

自転車は、車道が原則、歩道は例外!

- 1 車道は左側端を通行
- 2 路側帶は左側を通行
- 3 歩道 (通行が可能な場合) 以 歩行者優先、車道寄りを徐行
- 4 横断歩道は歩行者優先 自転車横断帯を横断









自転車のルール違反と罰則の一例 ※危険! こんな乗り方は絶対にやめましょう!



傘差し運転

5万円以下の罰金



携帯電話使用

5万円以下の罰金



大音量でイヤホン等を

使って音楽を聴くこと

5万円以下の罰金



二人乗り

2万円以下の罰金又は科料







信号無視



2万円以下の罰金又は科料



3 か月以下の懲役又は 5 万 円以下の罰金



5万円以下の罰金



3か月以下の懲役又は5万 円以下の罰金

◇自転車事故の多発パターン

パターン1

歩道から交差点に 進入し、脇道から の車両と衝突!

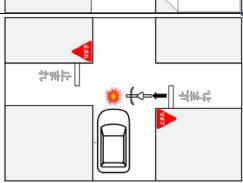
車道 歩道 歩道 建物

対策

車は、死角によって 自転車を発見しにく い状況にあります。

<u>パターン 2</u>

一時停止標識を 無視して交差点 に進入し、交差 車両と衝突!



対策

一時停止の標識を 守りましょう!

◇万が一、交通事故に直面してしまったときは?

- 相手の確認・・・氏名、住所、連絡先、車のナンバーなどの確認
- 警察への通報・・・加害者、被害者を問わず車両運転者の義務
- 家庭と学校へ連絡・・・現場から状況について伝える
- 軽いケガでも病院に行く・・・「大丈夫です」で終わらせない
- 保険会社への報告・・・ケガなどについて加入保険会社へ連絡する



高校生交通安全啓発資料 (生徒用) 平成 28 年 3 月 愛知県教育委員会健康学習課 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 052-954-6829 (ダイヤルイン)